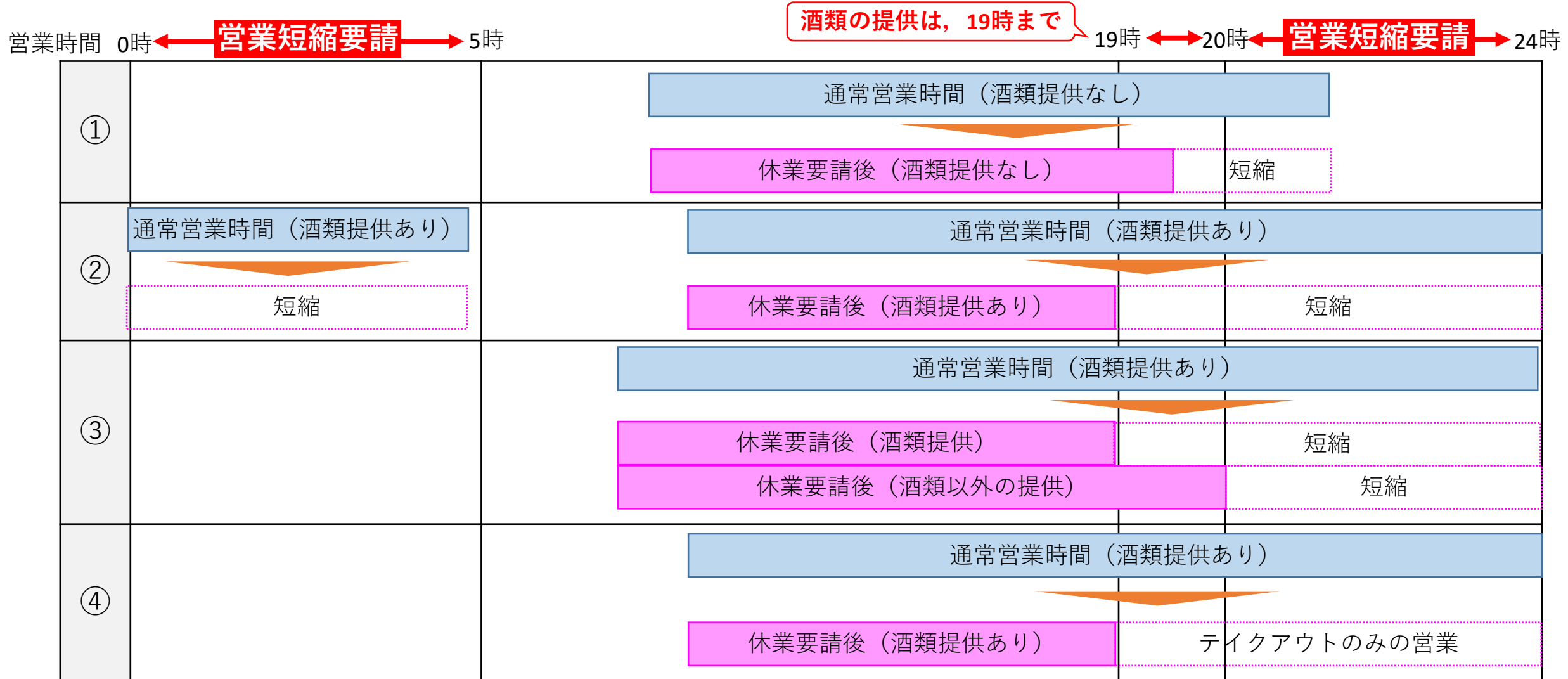


•飲食店等の食事提供施設への休業要請等及び協力金の支給要件について

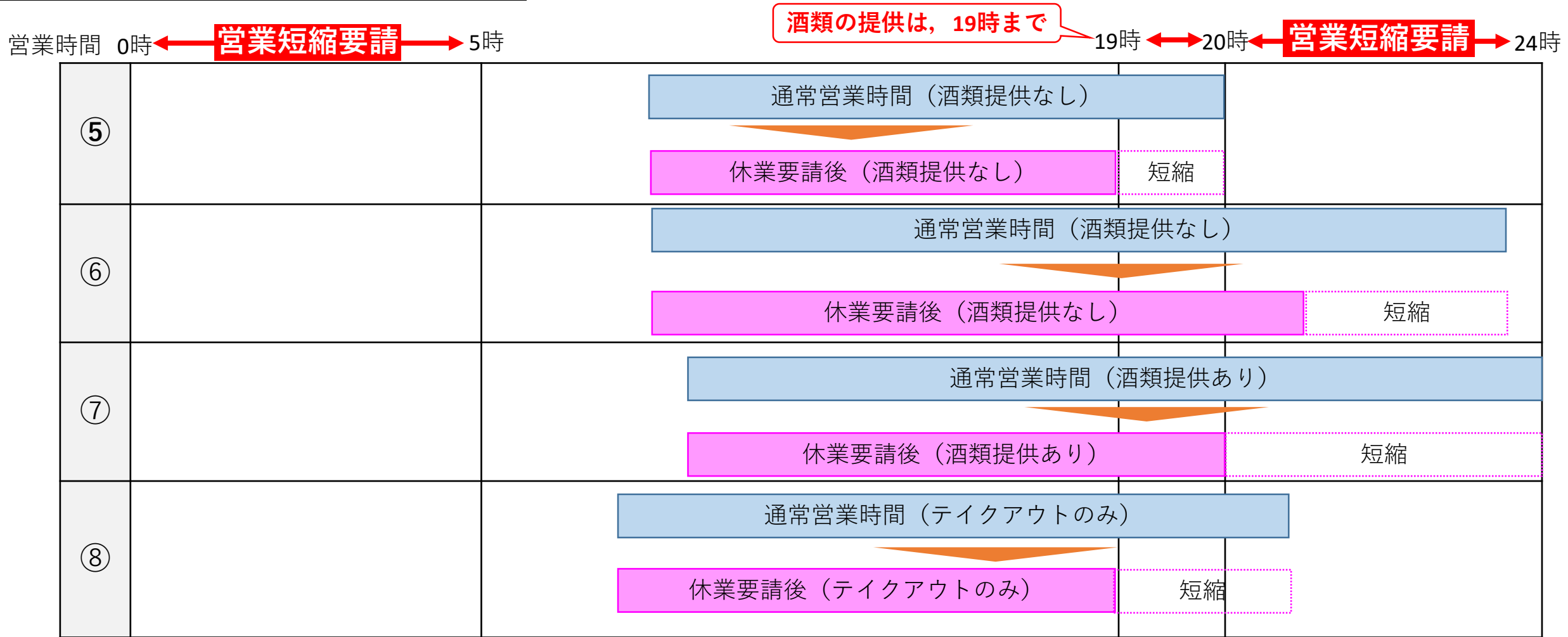
1 協力金の支給対象となる場合



要件

イ 通常は、20時から5時までの間（営業短縮要請時間）に、店内で飲食サービスを提供していること  
 ロ 県の要請を受けて、営業時間を5時から20時(酒類は19時)までの間に短縮したこと  
 ハ 20時(酒類は19時)から5時の間のサービスをテイクアウト・デリバリーに切り替えても、短縮とみなす

## 2 協力金の支給対象とならない場合



### 対象とならない理由

- ⑤ 通常の営業時間が5時から20時(酒類は19時)までの間となっている。
- ⑥ 営業時間を短縮しているが、20時(酒類は19時)以降も飲食サービスを提供している
- ⑦ 営業時間を短縮し、20時までに閉店しているが、19時以降に酒類を提供している。
- ⑧ もともと店内で飲食サービスを提供していない。